

平成17年11月28日

(第6回流域委員会 資料 - 4 と同じ)

平成17年5月27日

北海道開発局

天塩川の河川整備計画に関して寄せられたご意見について

平成15年2月に国土交通大臣により天塩川水系河川整備基本方針が決定され、これを受けて、北海道開発局は天塩川水系河川整備計画を策定することとしています。

河川整備計画の案の策定にあたって学識経験を有する方等から意見を聴くために、平成15年5月に天塩川流域委員会を設置し、これまで5回の委員会を開催し、また委員会主催の意見聴取会を去る4月18日に開催しました。

これまでに天塩川流域委員会による意見聴取会、事務局に対してホームページ、FAX等により約200件のご意見が寄せられ、多くの方がサンルダムをテーマに取り上げていました。

いただいたご意見は、天塩川流域委員会の進め方、サンルダムに関するもの、その他、の3項目に大きく分類されます。

これらについての、北海道開発局の基本的な考え方をご説明します。

天塩川流域委員会の進め方に関する主な意見

(意見)

- ・流域委員会はサンルダムの是非を問う場ではない。
- ・流域委員会に別途検討会をつくり、個々の問題を議論することを提案する。
- ・議事録を公開すべき。必要な資料は公表すべき。

河川整備計画の策定手続き

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って当面の具体的な河川整備の内容を示すもので、河川法では以下のように規定されています。

・「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない」(河川法第16条の二)

・「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」(河川法第16条の二第3項)

・「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるなければならない」(河川法第16条の二第4項)

・「河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めることにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない」(河川法第16条の二第5項)

「河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事にあっては関係市町村長の意見を聴かなければならない」(政令第10条の四)

天塩川における手続き

河川管理者である北海道開発局は、平成15年2月に決定された天塩川水系河川整備基本方針に沿って天塩川水系河川整備計画の案の作成にあたり、河川法の規定に基づき、河川に関し学識経験を有する方や天塩川流域に知見の深い方々の意見を聴く場として、平成15年5月に天塩川流域委員会を設置しました。これまで5回の流域委員会を開催し、天塩川の状況を説明してきたところです。今後、天塩川水系河川整備計画原案を示して意見を伺ってまいります。

また、関係住民の意見を反映させる公聴会の開催を予定しており、関係住民の意見を

伺って案を作成し、さらに知事の意見を聴いた上で天塩川水系河川整備計画を策定してまいります。

流域委員会の議事録及びデータの公表について

流域委員会の記録については、第1回天塩川流域委員会においてその取り扱いが議論され、天塩川流域委員会運営方針において議事要旨としてとりまとめ公表することが決定されています。

また、流域委員会において必要なデータは、これまでも事務局から提供しているところであり、ホームページ等においても公表しておりますが、今後とも、必要な資料を提示していきます。

サンルダムに関する主な意見

(肯定的な主な意見)

- ・流域市町村住民の生命財産を守るため、災害の発生する前に早期にサンルダムの建設を進めてほしい。
- ・下流の被害を効率良く軽減するダムは必要である。
- ・遊水地案は広大な農地が制約を受ける。
- ・渇水時の水辺環境を改善するためにサンルダムは必要である。
- ・サンルダムに地域の憩いの場、癒しの場としての取り組みを反映してほしい。

(懸念を示す主な意見)

- ・遊水地による洪水対策が有利である。
- ・サンルダムの費用対効果は過大である。
- ・サンルダムによってサクラマスの自然の営みが寸断される。
- ・ダムに依存せず「緑のダム」を重視した森林の保水能力を高める方策が重要である。

地域の生命・財産を守る基礎となる治水対策

治水対策は地域住民の生命、財産を守るための最も基本的な社会基盤です。豪雨による河川の氾濫は、地域社会に大きな打撃をもたらすものであり、これは昨年全国各地で発生した河川の氾濫による災害の状況を見ても明らかです。

天塩川の治水対策の現状

天塩川流域は、昭和初期の屈曲部の切替に着手から始まり、捷水路の開削、河道の掘削・浚渫、堤防の整備、岩尾内ダムの建設等を進めてきました。しかしながら現在の整

備状況は、戦後最大規模の洪水に対してさえ安全ではない状況です。

このため、天塩川の河川整備計画では戦後最大規模の洪水を当面の目標に洪水対策を進めていくことを考えています。

サンルダムによる治水効果

サンルダムは堤防の整備や河道の掘削等の河川整備と相まって、洪水を調節することにより、ダム下流の名寄川及び名寄川の合流後の天塩川に治水効果を発揮する事業です。

サンルダムの治水対策の費用対効果は全国で用いられている一般的な手法で検討した結果、十分な投資効果があると考えています。サンルダムの事業費については、さらに今後新たな技術開発に取り組む等、コストの縮減に努め、事業の効果的、効率的な推進に努めます。

また、平成15年8月に発生した台風10号により、日高地方の沙流川では、本流や支流から大量の流木が発生しました。二風谷ダムでは約5万m³の大量の流木を捕捉したことで、ダム下流ではダム上流で見られたような流木による被害がありませんでした。流木被害は橋梁の損壊や堤防の破堤など直接的な被害だけでなく、海へ流れ出ると航路障害や漁場・漁具等への被害を引き起こしたり、海流に乗って遠くの海岸へも被害を拡大させるため、貯木効果のあるダムは、洪水調節とあわせて、流木被害軽減に有効と言えます。

サンルダムによる渇水時の効果

サンルダムでは融雪期や洪水時の水を一時貯留し、夏期・冬期の流量が少なくなる時期に水を補給することにより、既存の水道用水、かんがい用水等の安定的な取水を確保するとともに、動植物の生息・生育等に必要な河川の流量を補給します。サンルダムは、渇水時における河川環境の維持のための流量を確保する計画となっており、常にダム下流に対して適切な流量を補給するため、ダム下流に無水・減水区間が生じ河床が干上がることはありません。

サンルダムと遊水地の比較

名寄川のように河床勾配が急な河川では遊水地の容量が十分確保しにくく効率が良くありません。

遊水地により河川整備計画で目標としている戦後最大規模の洪水に対応する場合、天塩川流域の当該市町における洪水を防御する対象となる農地のおよそ1～3割が遊水地内となり、洪水時には冠水して営農に影響を受けることとなります。また、河川整備基本方針の洪水に対応するには、名寄川流域で洪水を防御する対象となる農地のほぼ全域

が冠水することになります。天塩川流域では当該市町における洪水を防御する対象となる農地のおよそ3～4割が冠水することになります。このため、農業が主要産業となっている天塩川流域の地域に与える経済的、社会的影響が大きいと考えられます。遊水地案とサンルダム案を比較すると、サンルダム案は、全体事業費が小さく経済的に有利であること、効果の発現が早いこと、河川整備計画で目標としている洪水を超える洪水に対しても被害を軽減できること、河川整備基方針に対応する場合に遊水地案は規模を拡大しなければならないのに対しサンルダム案は新たな事業が必要ないこと、遊水地案は正常流量の補給など利水面及び低水管理面では他に有効な代替案がないこと等、サンルダム案が総合的な対策として有利と考えています。

生態の保全

サクラマスは天塩川流域の広い範囲において生息が確認されています。

また、サンル川流域において行った調査では、サクラマスの産卵床は、サンル川本川上下流部や支川など広い範囲で確認され、貯水池になる箇所以外にも多くの産卵床が確認されていることから、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最少限に抑えるよう取り組むこととしています。

森林の保水機能

日本学術会議の答申（平成13年11月「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」）において、森林の多面的な機能について評価する一方で、森林の水源涵養機能（洪水緩和機能等）の限界について指摘されています。その中で、

- ・ 治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、森林による洪水の低減する効果は大きくは期待できない。このように森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。
- ・ あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保される

ことが示されています。天塩川の治水計画は、流域の約7割を占める森林の存在を前提としており、森林の機能と河川の整備が相まって、目標とする安全度が確保されるものです。

サンルダムの周辺整備

サンルダム周辺整備の構想は、下川町を事務局とする「サンルダム周辺整備検討会」

により、具体化に向けた検討が進められているところです。

また、「水源地域ビジョン」は、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスの取れた流域圏の発展を図ることを目的としており、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定します。現在、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画の策定の取組を進めているところです。

その他の主な意見

(意見)

- ・ゴミの不法投棄の調査や処理など河川維持管理についてどう考えているのか。
- ・緊急時の情報連絡は確立されているのか。

河川の維持管理について

関係機関や関係住民等と連携して、河川清掃の実施、河川巡視の強化を図るほか、河川管理上支障となる場合は必要な対策を講じる考えです。

洪水時の情報連絡体制について

天塩川及び名寄川(大臣管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、洪水のおそれがあると認められる時、气象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行い、洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて住民にお知らせします。

また、天塩川及び名寄川(大臣管理区間)は「水防警報指定河川」にも指定されており、水防活動が必要な場合に、水防警報の迅速な発令を行い、洪水の状況・水位等の状況に応じて、上川支庁を通じて、水防管理団体である市町村に水防活動の指示を与えます。さらに、各自治体は、状況に応じて広報車、防災無線、連絡員・サイレン等により住民に情報を伝達します。